

平成18年第3回豊後高田市議会定例会会議録(第1号)

- 議事日程〔第1号〕**
9月12日(火曜日)午前10時 開会
 開会宣告
 開議宣告
- 日程第1** 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 第63号議案から第77号議案まで
 及び第5号報告と第6号報告並びに
 報第7号上程
 提案理由説明
 第76号議案及び第77号議案
 まで決算審査意見報告
 第63号議案から第77号議案
 まで及び第5号報告と第6号報
 告並びに報第7号
 質 疑
 委員会付託
 [ただし、各決算認定議案(第
 76号議案及び第77号議案)
 は除く]
日程第4 決算審査特別委員会の設置及び委
 員選任(委員会付託)

- 16番 近藤安夫
 17番 後藤龍太郎
 18番 安東正洋
 19番 北崎安行
 20番 川原直記
 21番 河野正春
 22番 山本博文
 23番 進藤国臣
 24番 近藤今朝則
 25番 井上 優
 26番 菅 健雄
 28番 近藤準三郎
 29番 後藤 等
 30番 相部法生
 31番 酒井貞生
 32番 堂園慶吾
 34番 南浴利雄
 35番 徳永 浄
 36番 益戸政吉
 37番 野上一郎
 39番 木村修一
 40番 大石忠昭
 41番 岩本 武

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(38名)

- 1番 成重博文
 2番 安達 隆
 3番 尾上真一
 4番 野田大二
 5番 岡部心介
 6番 山田秀夫
 7番 松本博彰
 8番 中山田健晴
 9番 河野徳久
 10番 明石光子
 11番 村上和人
 12番 吉高彰生
 13番 安長袈裟雄
 14番 小野國廣
 15番 鷺海政幸

欠席議員(3名)

- 33番 成重昌臣
 38番 井ノ口政之
 42番 瀬口孫次

**職務のため議場に出席した事務局職員の
職氏名**

- 事務局 長 増田正義
 議事係 長 清水栄二
 書 記 安藤雅俊
 書 記 近藤浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

- 市 長 永松博文
 助 役 都甲昌勲
 代表監査委員 井ノ口豊則
 参事兼総務課長 鷺海 豊
 プロジェクト推進課長 中嶋 栄治

9月12日

企画財政課長	野村信隆
税務課長	河野清一
福祉事務所長	大園栄治
保険年金課長	小野俊久
子育て・健康推進課長	安東良介
商工観光課長	桑原茂彦
農地整備課長	尾形雄治
建設課長	奥田秀穂
水道課長	福光博文
総務・法規係長	久保健一
秘書広報係長	小野政文
財政管財係長	早尻真一

教育庁

教育長	都甲桂一
学校教育指導室長	早田義司郎

○議長（菅 健雄君） おはようございます。
会議に先立ち、各議員にお知らせします。
本日、本会議中、市議会だよりの写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただ今の出席議員は37名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年第3回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

出席議員定数を38名に訂正します。

この際諸般の報告をいたします。

お手元に配布いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

○議長（菅 健雄君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（菅 健雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、19番北崎安行君、20番川原直記君を指名いたします。

○議長（菅 健雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月22日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配布してあります会議予定表のとおりであります。

○議長（菅 健雄君） 日程第3、第63号議案

から第77号議案まで及び第5号報告と第6号報告並びに報第7号を一括議題といたします。

○議長（菅 健雄君） 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 本日ここに第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

まず、諸般の報告でございますが、うれしい報告からさせていただきます。

本年も小学5年生と中学2年生を対象に実施しました基礎基本定着状況調査で、昨年に引き続き、小学校、中学校ともに全教科において県下で、本市のみ全国平均を上回る成績をおさめることができました。これも、学校長を中心とした先生方の熱心な指導や学習サポーターとして指導していただいた保護者や地域の皆さんのご協力のお陰でございますが、なによりも児童生徒の努力の成果でございます。今後も、「教育のまち」にふさわしい教育実践が行われ、子ども達が「夢や希望」をもって学校生活を送り、健やかに成長することを期待しているところでございます。

また、先の第2回定例会で報告いたしました8商店街の「がんばる商店街77選」に続き、このたび、国土交通省が行いました「地域いきいき観光まちづくり-100-」に、全国各地の観光地の中から昭和の町が選定されました。これは、活きた商店街を昭和の町に再生したことを始め、民間受皿組織「豊後高田市観光まちづくり株式会社」を設立し、営業活動や施設整備事業等の取り組み等により、昭和の町を基点とした商業と観光の一体的振興が図られていることが認められたものでございまして、関係各位のご尽力に対しまして感謝申し上げます。

次に、地域交通施策についてでございます。

これまで、市内バス路線を維持するため、毎年運行費補助をしまいましたが、バス利用者の減少は止まらず、バスの効率的な運行が出来ていない状況にあります。

こうした状況に対処するため、昨年、交通体系の実態調査を行いましたところ「高齢者の通院・買い物」が主体であり、午前中で用事をすませて帰宅する傾向が強いこと、「利用予定者の外出地は地域の中心部であること」「運転免許保有者は今後増加し、自家用車への依存比率が高まる」などが報告されました。

また、その他の問題としまして、バスのない空白地域の対応などがあり、去る6月26日に豊後高田市地域交通会議を設置し、新しい地域交通体系について関係者が協議の結果、調整が整いまして10月2日から路線バスの代替や現状路線バスのない空白地域に「市民乗合タクシー」を運行

することとなりました。

「市民乗合タクシー」は10月から半年間を試験運行期間といたしまして、運行実績や利用者の意見集約を行い、内容を見直し、より充実した交通体系の整備を行いたいと考えているところでございます。

次に、水産業の振興についてでございますが、この度、香々地地域の活性化と交流人口の増大を図り、地域の魅力ある海の資源を活用した体験型観光「ブルーツーリズム」を推進することを目的として香々地漁業活性化協議会が設立されました。

この協議会は、漁協と商工会青年部との職域を越えた協働による取り組みでございまして、遊漁船やかご網漁、ます網漁などを行うものでございます。香々地地域は、地理的条件にも恵まれ魚介類も豊富であり、体験型観光を通じまして、香々地地域の漁業の振興が図られるよう願っているところでございます。

次に、環境問題についてでございますが、観光地等のすばらしさの再発見と環境美化活動の意識の向上を図るための取り組みとして、本年も長崎鼻から「ごみゼロスタンプラリー」をスタートいたしました。本年は、昨年を上回る市民の参加をいただき、長崎鼻に続いて「昭和の町」の美化活動を行いました。今後は、国道213号沿線や尾鷲海岸、若宮八幡宮を予定しているところでございます。

また、昭和の町では、6月21日「昭和ロマン蔵」において、省エネや地球温暖化についての関心を高めていただくため、広瀬知事を迎えて「音楽のタベ i n 昭和ロマン蔵キャンドルナイト」を開催いたしました。500本の竹灯籠が幻想的な灯かりをかもしだすなかで、豊後高田少年少女合唱団による童謡等の合唱やフルーツアンサンブル・ヒュウによるミニコンサートも行われ、訪れた人々は管楽器の音色に聞き入っておられました。

そして、7月29日には、土曜夜市に合わせて「昭和の町打ち水大作戦」、「ゆかたDEナイト」を開催いたしました。参加された方々は、家庭の水を持ち寄り、打ち水を行い、涼しくなった昭和の町を多くの市民の方々が浴衣で散策していただいたところでございます。また、同日と翌日には、商店街のおかみさんや農業女性による「昭和の町ほおずき市」も同時に開催され、赤く色づいた「ほおずき」は夏の風物詩として「昭和の町」をより一層引き立て、昭和の時代の雰囲気を感じさせられたところでございます。今後も新たな昭和の町の取り組みとして続けていきたいと願っているところでございます。

次に、防災対策についてでございますが、これから台風の季節を迎えますが、去る8月27日、

旧真玉小学校グラウンドをメイン会場として、大分県総合防災訓練を実施いたしました。この訓練は、今世紀前半にも発生のおそれがあると言われております東南海・南海地震による津波対策のため、津波の浸水被害の発生が予想される沿岸地域33地区の住民の方々を対象とした避難訓練を始め、各種災害対策関係団体、市職員を含む約1,200名の参加をいただき、避難誘導訓練や避難所開設訓練、初期消火訓練、負傷者等応急手当訓練など19項目の訓練を行ったところでございます。

この訓練には、特に沿岸地域の市民の方々に多くの参加をいただき、各自治会の連絡網を活用して伝達を行い、避難指定場所に集合し、徒歩等による実際の避難訓練を体験するとともに、それぞれの地域が一体となった避難時の役割分担等に取り組んでいただいたところでございます。本市といたしましてもこの訓練を今後の防災活動に充分活かし、関係機関の皆様との連携を図りながら市民の皆さんが安全で、安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進に努めてまいりたいと思っております。

次に、市章に続く市のシンボルとしての「市の木・市の花」についてでございますが、6月に市内在住者及び市内に勤務されている方を対象に公募いたしましたところ、「市の木」406件、「市の花」396件の応募をいただいたところでございます。

その後、豊後高田市市の木及び市の花選定委員会条例に基づき、選定委員会を設置するとともに、本市にふさわしい「市の木」及び「市の花」について諮問させていただきました。そして委員会での審議を経まして、9月1日に答申をいただいたところでございます。

答申の結果といたしましては、市の木では「柿」、市の花では「コスモス」がふさわしいというものでございました。

柿の選定理由につきましては、「市内各家庭の庭先や畑等に多く植えられており、昭和の原風景に良く似合っている」、「850年経った今も元気で実をつけているおべん柿の原木もある」、また、「加工するなどして昭和の町の新たな土産品としても推進が図られる」、また、コスモスの選定理由につきましては「市内各地に多く植えられており、開花期間も長く可憐な花である」、「花言葉は調和で、旧1市2町の調和のとれた発展を願いたい」などでございました。私といたしましても「柿」と「コスモス」は、新豊後高田市にふさわしいシンボルであって、多くの市民の皆さんに愛され、親しんでいただけるものと判断し、本日、告示したところでございます。

今後につきましては、「市の木」及び「市の花」の周知を図るとともに、これを活用した景観づく

9月12日

り等に取り組んで行きたいと思う次第であります。

さて、国におきましては、人口減少・超高齢化社会を迎えるなか、これまでの都市機能の拡大成長を前提としたまちづくりから、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりへの転換を図ることを目的として、いわゆる「まちづくり三法」の見直しが行われました。そのまちづくり三法の一つである「中心市街地活性化法」の改正では、やる気のある市町村を支援するため、内閣総理大臣の認定を受けた市町村には、様々な支援が重点的に実施されることとされております。

本市といたしましては、昭和の町を中心とする中心市街地のさらなる活性化を図るため、新法に基づく中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣総理大臣の認定をうけるべく取り組みを始めたところでございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案及び報告につきまして、その概要をご説明申し上げます。

第63号議案は、「平成18年度豊後高田市一般会計補正予算(第1号)」でございます。

今回の補正予算は、本年10月1日から本格施行される障害者自立支援法の関係事業など制度改革に伴うもの、国・県補助事業費の枠拡大に伴うもの及び6月から7月にかけての梅雨前線豪雨被害に伴う災害復旧事業などに要する経費を計上しています。

主な内容といたしましては、総務費の寄附金に伴う基金積立金及び市民乗合タクシーの試験運行経費の増額、民生費の障害者自立支援法関係事業費及び放課後児童育成クラブ事業費の増額(旧障害者福祉関係事業費は減額)、衛生費の乳幼児医療費給付費の支給対象年齢の拡大に伴う経費の増額、土木費の公営住宅ストック総合改善事業費の増額、農林水産業費の集落営農育成・確保緊急整備支援事業費及び災害復旧事業費の予算化などでございます。

その他に、全国・九州中学校体育大会出場費補助金及び子どもの映画鑑賞普及事業費などを計上しています。

その財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び市債などで措置しています。

補正予算の総額は、1億5,811万6,000円で補正後の予算総額は、144億9,388万1,000円となり、当初予算に比べ1.1パーセントの増となります。

第64号議案は、「平成18年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」でございます。

今回の補正予算は、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図るため、国民健康保険法の改正により本年10月1日から導入される保険財政共同

安定化事業(平成18年度~21年度)に要する経費を計上しています。

補正予算の総額は、1億8,957万2,000円で補正後の予算総額は、31億4,988万6,000円となり、当初予算と比べ6.4パーセントの増となります。

第65号議案は、「平成18年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)」でございます。

今回の補正予算は、介護保険法の改正に伴う経過的要介護にかかる保険給付費の歳出科目の組み替え及び平成17年度の国庫支出金等の精算に要する経費を計上しています。

補正予算の総額は、936万7,000円で補正後の予算総額は、24億256万4,000円となり、当初予算と比べ0.4パーセントの増となります。

第66号議案は、「基本構想を定めることについて」でございます。

平成27年度を目標年次とした市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるため議決を求めるものでございます。

第67号議案は、「過疎地域自立促進計画を変更することについて」でございます。

新規事業として市道及び農道路線整備事業並びに地域介護福祉空間整備事業を本計画に追加するためのものでございます。

第68号議案は、「財産の取得について」でございます。

これは、消防本部で使用する災害対応特殊消防ポンプ自動車を取得するため議決を求めるものでございます。

第69号議案は、「豊後高田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について」でございます。

急傾斜地崩壊対策事業を実施するにあたり、受益者より徴収する分担金に関し必要な事項を定めたいので提出するものでございます。

第70号議案は、「豊後高田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」でございます。

障害者自立支援法の施行に伴い、所要の規定の整備を行いたいので提出するものでございます。

第71号議案は、「豊後高田市消防本部及び消防署の設置に関する条例等の一部改正について」でございます。

消防組織法の一部改正及び障害者自立支援法の施行に伴い、所要の規定の整備を行いたいので提出するものでございます。

第72号議案は、「豊後高田市乳幼児医療費助成条例の一部改正について」でございます。

大分県乳幼児医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので提

出するものでございます。

第73号議案は、「豊後高田市国民健康保険条例の一部改正について」でございます。

健康保険法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいの提出するものでございます。

第74号議案は、「豊後高田市廃棄物処理施設条例の一部改正について」でございます。

市町合併に伴い、豊後高田市高大クリーンセンターの名称を変更したいので提出するものでございます。

第75号議案は、「豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について」でございます。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の施行に伴い、所要の規定の整備を行いたいの提出するものでございます。

第76号議案は、「平成17年度豊後高田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

各決算は、平成17年度の予算に計上し、平成17年4月1日から出納整理期間である平成18年5月31日までの間に会計処理を行ったものの決算でございます。各会計における主要な施策の詳細につきましては、別冊の「主要施策の成果説明書」のとおりでございます。

まず、「平成17年度豊後高田市一般会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、歳入の主なものは、市税、地方交付税、国・県支出金、諸収入の貸付金元利収入及び市債などでございます。

歳出の主なものは、総務費の退職手当や財政調整基金積立金、民生費の介護保険特別会計繰出金、土木費や災害復旧費の工事請負費などでございます。

その収支は、歳入総額148億3,859万8,681円、歳出総額140億7,463万4,464円、差引7億6,396万8,235円となり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、7億5,950万8,235円でございます。

次に、「平成17年度豊後高田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金及び療養給付費交付金などでございます。

歳出の主なものは、保険給付費の一般被保険者・退職被保険者等療養給付費負担金、老人保健拠出金及び介護納付金などでございます。

その収支は、歳入総額28億1,044万2,489円、歳出総額28億1,033万4,289円、差引10万8,200円となり、実質収支額も同額でございます。

次に、「平成17年度豊後高田市老人保健特別

会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入の主なものは、支払基金交付金及び国庫支出金などでございます。

歳出の主なものは、老人医療給付費などでございます。

その収支は、歳入総額39億8,829万9,845円、歳出総額39億8,573万5,265円、差引256万4,580円となり、実質収支額も同額でございます。

次に、「平成17年度豊後高田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金の介護給付費繰入金などでございます。

歳出の主なものは、保険給付費の居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費などでございます。

その収支は、歳入総額23億9,954万2,278円、歳出総額23億8,882万4,434円、差引1,071万7,844円となり、実質収支額も同額でございます。

次に、「平成17年度豊後高田市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入の主なものは、サービス収入の短期入所生活介護費収入や施設介護サービス費収入、施設介護サービス費自己負担金などでございます。

歳出の主なものは、サービス事業費の施設介護サービス事業費などでございます。

その収支は、歳入総額4億1,206万2,279円、歳出総額2億8,324万5,649円、差引1億2,881万6,630円となり、実質収支額も同額でございます。

次に、「平成17年度豊後高田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入の主なものは、簡易水道使用料、一般会計繰入金などでございます。

歳出の主なものは、総務費の施設維持管理関係費、簡易水道費の取水施設整備工事費及び公債費などでございます。

その収支は、歳入・歳出総額ともに3,332万4,332円でございます。

次に、「平成17年度豊後高田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、一般会計繰入金及び市債などでございます。

歳出の主なものは、総務費の施設維持管理関係費、公共下水道費の下水道施設工事請負費及び公債費などでございます。

その収支は、歳入・歳出総額ともに11億8,417万1,669円でございます。

9月12日

次に、「平成17年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、一般会計繰入金及び市債などでございます。

歳出の主なものは、総務費の県営事業負担金及び特定環境保全公共下水道費の下水道施設工事請負費などでございます。

その収支は、歳入・歳出総額ともに6億6,288万8,839円でございます。

次に、「平成17年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料及び一般会計繰入金などでございます。

歳出の主なものは、総務費の施設維持管理関係費及び公債費などでございます。

その収支は、歳入・歳出総額ともに3,516万9,914円でございます。

次に、「平成17年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入の主なものは、漁業集落排水施設使用料及び一般会計繰入金などでございます。

歳出の主なものは、総務費の施設維持管理関係費及び公債費などでございます。

その収支は、歳入・歳出総額ともに1,849万1,548円でございます。

第77号議案は「平成17年度豊後高田市水道事業会計決算の認定について」でございます。

平成17年度の実績は、前年度に比べ配水量で7,874立方メートルの増加となり、有収水量は、1万9,644立方メートルの増加となりました。

経理面において、収益的収支では、収入総額2億1,363万2,089円、支出総額1億8,633万2,874円でございます。損益計算による総収益は、2億406万2,683円、総費用1億8,050万5,416円で、差引き2,355万7,267円の当期純利益が生じました。

次に資本的収支でございますが、収入総額4,795万9,089円、支出総額1億1,394万8,305円、差引6,598万9,216円の不足額が生じましたが、この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額349万9,000円、過年度分損益勘定留保資金6,249万216円で補てんいたしました。

第5号報告は、「平成18年度豊後高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)について」でございます。

今回の補正予算は、前年度分の国庫支出金等を精算するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでござ

います。

補正予算の総額は、887万8,000円で補正後の予算総額は、39億47万2,000円となり、当初予算と比べ0.2パーセントの増となります。

第6号報告は、「平成17年度豊後高田市介護サービス事業特別会計剰余金の処分について」でございます。

平成17年度豊後高田市介護サービス事業特別会計剰余金を処分することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

なお、報第7号は「損害賠償の額の決定及び示談について」ございまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分させていただいたものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案及び報告についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅 健雄君) 次に、第76号議案及び第77号議案について、監査委員に決算審査意見報告を求めます。

代表監査委員井ノ口豊則君。

○代表監査委員(井ノ口豊則君) おはようございます。代表監査委員の井ノ口豊則でございます。よろしくお願いたします。

平成17年度決算審査に付されました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支、財産に関する調書、各種基金の運用状況を示す書類につきまして、歳入歳出簿その他関係書類と照合するとともに、予算執行状況並びに財産並びに基金の管理運営状況について、事情聴取を行い、財産状況の検討をいたしました。

その審査の結果につきましては、各会計決算及びその他関係書類は、関係法令に準拠し作成されており、計数は関係書類と符合し正確であることが認められました。

詳細につきましては、お手元にお配りの別紙意見書のとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長(菅 健雄君) 次に、これより第63号議案から第77号議案まで及び第5号報告と第6号報告並びに報第7号の質疑に入ります。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、5番岡部心介君、6番山田秀夫君及び40番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いたします。

また、質疑は、通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

○議長（菅 健雄君） 16番近藤安夫君。

○16番（近藤安夫君） 皆さんおはようございます。私は永友会の近藤安夫でございます。朝晩は随分涼しくなりまして、秋の気配を感じるようになりました。

さて、私は障がい者の自立支援等についてお尋ねをいたします。

豊後高田市も合併して、早1年5ヶ月が経過し、やっと落ち着いてきた感じがいたします。観光面では、昭和の町が全国的にも「頑張る観光まちづくり100選」にも選定されましたし、観光客も20万を数えるようになりました。工場誘致につきましても、来春は何社かの工場が誘致、操業を見込まれる等、前進の足跡が聞こえてきた感じがいたします。市長がよく言われるように、「住んでみたい町、住んでよかった町」になりつつあるのではなからうかと感じております。

さて、ご承知のように、昨年10月に、障害者自立支援法が成立をし、今年4月から施行をされておりますが、障害者自立支援法は、障がい者の福祉サービスの一元化、障がい者のもっと働ける社会、障害者サービス費用を皆で負担しようとする制度であります。しかし、施行後の状況を見ますと、これまで負担料がかからなかった人が有料になるなど、障がい者の家計を圧迫しており、そのために福祉サービスの利用を控えざるを得ないのが現状でございます。

63号議案では、障がい者就労継続サポート事業補助金189万円、障害者自立支援給付費3,357万9,000円、児童デイサービス利用促進事業補助金3万9,000円が計上されておりますが、これら事業で大分県も負担のあり方について、国との制度改善の要望を考えているようでございますが、当然本市としても同様の考えであると思っておりますが、この内容についてお尋ねをいたします。

私も障がい者団体に所属しており、厳しい状況の中で、地道な活動に取り組んでいますが、会員の中から、負担の問題や福祉サービスを控えざるを得ない等々の声が多く聞こえております。いま、障がい者団体で市のご協力をいただき小口融資制度を行っていますが、この制度に頼らざるを得ない等厳しい状況にあることも事実でございます。

県内においても、大分市、別府市、日田市や大分県の取り組みが新聞等で報道されておりますが、その内容については、障がい者の福祉サービス利用料について、激変緩和のための負担の増減

額を軽減等についての方針が出されております。市の財政の厳しいことは充分理解しておりますが、障がい者の現状を理解をいただき、負担軽減策等ご検討いただきたいと思います。市長のお考え方をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長（大園栄治君） 第63号議案について、障がい者就労継続サポート事業費補助金、障害者自立支援給付費、児童デイサービス利用促進事業費補助金について、お答えをいたします。

平成18年度一般会計補正予算に関する説明書の8ページの、障がい者就労継続サポート事業費補助金につきましては、障がい者の一般就労への促進を図ることを目的に、通所授産施設を利用する障がい者に1日350円の支援金を交付し、利用者の負担軽減を図るものであります。

次に、障害者自立支援給付費についてでございますが、これまで身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法と、それぞれの法律に基づき、別々に予算措置していたものを、障害者自立支援法により障害者自立支援給付費としてまとめたものであります。したがって、7ページの身体障害者福祉費、知的障害者福祉費、精神障害者福祉費、それから8ページの児童援護費、各扶助費を減額補正し、新たに障害者自立支援費に組み替えるものであります。

内容につきましては、ホームヘルプサービス等の居宅介護事業、就労継続支援事業、生活サポート事業等、生活支援事業に係る施設、事業所への給付費が主な支出であります。

また、児童デイサービス利用促進事業費補助金につきましては、療育により障がいの軽減を図り、将来の自立につなげることを目的とした事業でありまして、児童デイサービスの利用促進を図るため、就学児に1日550円、未就学児に1日650円、また、経過措置デイサービスに通う就学児に1日200円、未就学児に300円を助成し、障がい児家庭の負担軽減を図る制度であります。

これら県の補助事業につきましては、今回の国の制度の問題点を補完するために、県が創設した事業であります。市といたしましても、問題点の改善に向け、今後、県とともに国に働きかけてまいりたいと思っておりますが、障がい者の負担に配慮し、本事業を受け入れるものであります。

次に、関連一般質問であります。

市独自の利用者負担軽減策につきましても厳しい財政状況ではあります。同様な考えから、障がい者の方々の生活状況や他の自治体の状況も考慮し、現在、独自の軽減策を検討しておるところでありますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番近藤安夫君。

9月12日

○16番(近藤安夫君) それでは、再質問をいたします。

市独自の軽減策を検討しているとのことですが、どのような内容を検討されているのか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長(大園栄治君) 近藤安夫議員の再質問にお答えいたします。

各市並みということで利用者の上限額を引き下げる案の検討をいたしております。ご理解願います。

○議長(菅 健雄君) 16番近藤安夫君。

○16番(近藤安夫君) じゃ、前向きに検討していただくようお願いをして、終わりたいと思います。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 日本共産党の大石です。それでは、議案質疑並びに関連する一般質問を始めたいと思います。

最初は、63号議案の補正予算で、地域交通対策事業についてです。

旧豊後高田市内では、路線バスのなかった草地とか田染の陽平とか、今回初めて乗合バスが運行されることになりまして、高齢者など、

○議長(菅 健雄君) 大石議員に申し上げます。

質疑の議事の質疑方法につきましては、一括で、一括方法をお願いします。

○40番(大石忠昭君) いま、一括してるじゃないですか。発言の途中で議長が、そんな水注すようなこと言ったらおかしいんじゃないですか。ちょっと時計止めてください。

○議長(菅 健雄君) じゃ、質疑を続けてください。

○40番(大石忠昭君) 続けるけど、今の近藤議員の質問でもね、前語りがかかなりあったわけや。私は前語りなしにやってるんですよ。そうでしょ。前語りするよりも、1時間内でやればね、それは自由で認めるべきですよ。

続けますが、一番肝心なところ、だから、その点についてはね、評価をいたしますという、私だって評価することはちゃんと評価するんですよ。市長聞いてくださいよ。

まあ高齢者だけでなく、広く市民も使えるということ、あるいは路線バスのない地域までね、一部拡大したということについては評価です。

それと同時に、やっぱり10月から試験運行で踏み出したということについてもね、評価したいと思うんです。よって、2つ質疑をします。

1つは、これまで旧真玉や旧香々地域では、路線バスのない地域で患者輸送車が運行されましたが、そういう地域については、今後サービスが低下されることがあってはならないと思うん

です。よって、今回この乗合タクシーが運行されることになりましたが、その地域については、乗合タクシーのほうに移行するのか、それとも従来どおりにこの患者輸送車を継続するというのか、明らかにしていただきたい。

2つ目は、利用料金についてであります。どこまで乗っても1回300円の統一料金と聞き及んでおりますが、路線バスを利用されていた方については、遠隔地の方については、300円に下がって、大変喜ばしいことだと思います。それも評価いたします。しかしながら、これまでの路線バスでは、170円の地域、240円の地域など安い料金のところがございますけれども、その地域の方については300円になり、負担増になると思うんです。よって、市は、この事業で料金をいただいて儲けを上げる必要はないと思うんですね。あるいは、交通弱者に対するこの対策ですから、その辺段階的な低料金をそういう地域については作れないのか、料金について見解を求めたいと思います。

次が、公営住宅の下水道接続工事についてです。

私は、6月議会で市営住宅の下水道の接続の進捗状況を取り上げて、何とか市民に水洗便所の推進向上を呼びかけてるんだから、公営住宅急ぐべきじゃないかと、問題提起をしましたが、今回補正で330万円の工事費がつかました。よって、どの地域で新たに今年度末に工事をするようになったのか、明らかにしてもらいたいと思います。

次が、災害復旧工事についてです。

最近、公共工事が少なくなったために、地元の業者の間で、災害工事がどれだけ発注されるんだろうかと大変関心を寄せられておりますが、今回5,800万円ほどの災害復旧工事が予算化されました。よって、仕事が少ないときだけに、市内業者に公平な発注ができるようにすべきだと思いますが、質疑したいのは、災害工事の件数、それから発注件数などは、どういう見込みになるのか。

次が64号議案、65号議案については、もう時間の関係で取り下げます。

69号議案についてです。急傾斜地の崩壊対策事業の受益者の負担金についてですが、今回、受益者負担を10パーセント徴収するとなっております。これまでの急傾斜地の国及び県単工事については、受益者負担分は市が100パーセント肩代わりをし、受益者負担ゼロで実施をしてまいりました。

よって、今回提案されている市単独事業につきましても、受益者負担分は市がまるまる持って、受益者負担をなくしていただきたいと思うんですけれども、それはできないのか。

次が、72号議案についてです。生まれてくる

子どもたちが病気になったときに、安心して医療を受けられるシステムを作ることが何よりも大事だと思います。ところが、大分県は、幼児、乳幼児の医療費助成制度の通院の対象年齢を就学前までに拡大する。その代わりに、これまで完全無料であった分を一部負担をさせるという制度を導入をすることになりました。私は今年の3月、6月議会でこの問題を取り上げまして、なんとか住民負担にならないように、県が今までどおり助成するように働きかけよと、どうしても無理ならば市単独で助成し、全額無料の継続をすべきではないかと要求してまいりました。しかし、現時点では考えていないと課長に答弁をされ、県の要綱に沿って市も実施する旨を表明しておりました。今回提案されているこの条例案もそのとおりでありまして、通院医療費を就学前まで助成対象を拡大する。そのことそのものは評価をいたします。

その代わりに、医療費は通院で月額最高2,000円、入院では、月額7,000円の自己負担制度が取り入れられる。さらに、入院食事療養費も助成制度から外されまして全額自己負担、3歳未満児については、まあ、県民の世論に応じて、広瀬知事もこれはちょっとまずいということで、2,000円を1,000円に1年間だけ経過措置で取ることになり、市の条例もそうなっています。

そこで、この条例改正でどのような影響を及ぼすのかを明らかにするために、4点質疑をいたします。

1つは、助成対象から外される入院食事療養費は、年額で見たときに対象や金額がどれだけ見込まれることになるのか。

2つ、助成から外される入院医療費の対象と金額。

3つ、3歳未満児の通院医療費のですね、自己負担分を何人、どれくらい。

それから4番目が、今回新たな助成対象となった3歳から就学前までの通院医療費分のこの対象助成額の見込みについてを明らかにしていただきたいと思います。

次は、関連する一般質問についてです。

豊後高田市は、合併後も人口が減り続けておりまして、昨年1年間見ましても、生まれる方は150人台となって過去最低です。それから出生率の低下は、子育てにお金がかかりすぎる。経済的負担が重いことが大きな原因であります。豊後高田市、日本の未来を担う子どもたち、若者たちを産み育てるためには、国や自治体が子育て世代への経済的負担を軽減する施策を講じることが求められていると思います。

日本共産党市議団は、いま広く市民の声を聞き、その声を市政に届けるために市政アンケート活動を実施しております。まだ、途中ですけれども、

乳幼児医療についても、貴重なご意見が次々と寄せられておりますので、一部紹介します。

1つ、子どもを産み育てようというが、子どもが環境汚染で喘息、アトピーの子が多いですと。皆とは言いませんが、慢性の症状の子には、小学校6年生まで医療費をみてほしいです。夜間の休みなど、発作が出やすく長引きます。薬代も大変です。

もう1つ、安心して子どもを産める社会になってほしい。これ以上産みたくても産めないと考えている人が多いのです。市単独の子育ての支援を望みます。

もう1つ、国や県など少子化対策とは口ばかりですが、地方自治体が住民の意見に耳を貸すことをしなければ、真の問題は見えず、解決しませんよ。こんなことを続けているから、少子化は止まりません。危機感が本当にあれば、体制づくりに反映されているはずですよ。などなどです。

市長は、このような市民の声に応じて、こういう子育ての負担を軽減する。少子化対策の一環として市独自の何らかの軽減対策を講じるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

2つ、せめて、3歳未満児の医療費の完全無料化を継続すべきではありませんか。

3つ、県に制度改正を働きかけるべきではないか、市長の見解を求めます。

76号議案について、決算なんですけれども、もう14分やな、市民税の徴収を見ますと予算比で大幅に下がっておりますし、予算比で2,234万円か、調整費でも3,644万円の未収入になっておりますが、その主な原因について、簡単に説明していただきたい。

次が、財産貸付収入の焦げ付きについてです。

かねてから問題にしてみました、宮町の市有地に、ある旅館の駐車場に貸し出していたこの貸借料が、長年焦げ付いていると。で、1年前もこれ問題にしましたけれども、その後1年間でどのように解決されたのか、説明してもらいたい。

次が民生費について、総額1億3,400万円不用額で落とされておりますけれども、その主な内容について、明確に答えてもらいたいと思います。

次が観光費推進事業、イベントなどの補助金について、決算によりますと合計1億2,600万円を超えております。市民の間からも、予算をかけているが、事業効果は出ているのか。市長は、平松元知事と同じように、マスコミが取り上げるようなお祭りに金を使いすぎるのではないかなどなど意見が上がっていますので、これ1億2,000万円を超える観光推進事業が、豊後高田市にとってどのような成果が上がっているのか簡単にいいんですが、市民にわかるように説明してもらえたらと思います。

次が教育の問題ですが、市民の所得が増えずに、子育てにお金がかかるために、教育費の父母負担を軽減してほしいという声が非常に多々ございます。で、いま、制度としては、要保護及び準要保護児童生徒援助事業というのが実施されておりますけれども、決算でこういう数字が出ておりますが、県下の状況見ましても、豊後高田市は、受益を受けた対象者があまりにも少なすぎます。受益対象者は、豊後高田の場合は、生活保護基準の1.2倍の基準を設けているようですが、なんとかこれを1.3とか1.4というように対象を広げて、こういう父母負担に金がかかるという方々のために軽減措置が取れないのか、説明してもらいたいと思います。

次が、基金の現状と利息についてですが、合併しまして、この年度末に基金が43億8,747万円あります。利息がどれだけののか。市が大分銀行から借りているその金の利息と、市が預けているこの基金の利息の差があまりにも多すぎるのではないですか。市長は、基金の利息の引き上げを働きかけるべきだと思っておりますけれども、見解を求めます。

それから、行政事務改革についてですが、市は、行政改革を進めてまいりましたけれども、やっぱり市民の間から、どういうこの決算で見たら、成果が上がっているか注目されておりますけれども、目に映るのは、庁舎の中歩いてみても、もったいない運動ということで便所の中に張り紙がされてるし、各課の一部にも、いろいろ電気料がなんぼ、水道料がなんぼ、下水道がなんぼと書いてもったいない、もったいない、もったいないと書かれてるんですけれども、こういう張り紙をして何か効果があったのかと。みっともないんじゃないかと。これは職員の常識であってね、もう便所に行って手を洗うちゅうのは当たり前だし、下水道で流すのは当たり前のことであって、ああいう貼り紙見たからってね、水道がその節約できるとかならないんじゃないかなと思っております。昨日中核工業団地に行きましたら、市が電気料払っているあの大きな外灯が全然工場も来てない、奥のほうに2本昼間から点いてますね。毎日、昼から点いてるのを聞きましたけれどもね、そういうのも定額制ならいいけれども、メーター制やったら、かなりのね、全然使用しないのに電気料使ってると思うんだけどね、そういうことのほうにこそ辛抱してもらったらと思っておりますけどね。

それから、もう1つは、この前、議会の招集状のミスがあって、わざわざ職員が新しいものを持って議員の数を回りましたね。あれは、私なりに見てみたら、何が間違ってるかと、第、今度3回定例会を2回と書いておったと。9月を8月と書いておった間違いだけなんですよね。それをプリントして、41人の議員に回ったら、それだけ

の経費でも、もう市民から見たら大変なものだと思うんです。便所に張り紙するぐらいのもんじゃないと思うんですね。それはもう議長にもう言って、電話で済ませるぐらい今後してもらいたいと思うんですよ。間違い起こさないが一番いいんだけど、間違いがあることはそういうことすると。で、まあ間違いのないようにね、職員に努力してもらおうとか、そういうようなことにこそね、助役クラスが目配りをしてもらったらと思うんです。市長はそこまでしなくてもね、と思っておりますけれども、そういうことを含めてね、この決算で見ましたら、なるほどこういう運動をしてきて、こういう成果があったならあったということも、もう簡単でいいですけど、説明してもらったらと思いません。

それから、私も本当にこう無駄をなくすというんならば、やっぱりその、同和对策室を廃止するとか、市長や議長の黒塗りの公用車を廃止するとか、あるいは、談合防止をして経費を浮かすとかですね、いろいろ努力の仕方があると思うんでね、そういうことも含めて今後活かしてもらったという意見述べておきます。

であと、もう20分近くなる、早いなあ。

それでまあ大事な点なんですけどね、国保も不納欠損でね、600万を超えてるんですよ。これ私なりに調べたら過去最高なんです。読売新聞でもずっと不納欠損の問題大きく取り上げておりますけどね、特に国保会計については、600万ちゃらにしたら、あと真面目に納めてる市民に全部ぶっかかるんですよ。この分はね。市民税はそんなことないけど、国保だけは、もう全部、完全ぶっかかる。水道もそうですね。水道もぶっかかりますけれども。だから、この原因について、ちょっと明確にしてですね、まあ前年度の監査の意見でもやっぱりこれは、慎重に対処しようということが指摘されておりますのでね、どうだったのか。

それから、国保の徴収率が、またこれまでもなく今回が一番悪いんですよ。で、それもどういように原因を踏まえてるのか、今後どうするのか。

それから、最後に水道会計の決算についてなんですけども、年間未収額が958万円というふうになってると思うんですけれども、まあ何度も問題にした大口滞納者がね、一番問題で、本当に生活用水が生活苦しくて滞納するということはあってもね、営業用に使う水道が長年放置されてるのというのは問題なので、これがどのように解決されたのか、決算上で説明してもらいたいと思います。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 地域交

通対策事業委託料について、お答えをいたします。

患者輸送車が運行されている地域につきましては、真玉、香々地両地域とも乗合タクシーを運行することといたしております。

次に料金であります。実際の乗合タクシーの利用につきましては、すべてが乗車地から終点までの利用とは限られないと思います。一定の乗車距離による料金設定を行う場合は、各路線のすべての停留所間の距離ごとに料金を設定する必要があります。利用者の降車ごとに間違いなく料金を収受するためには、運転手の煩雑な作業が必要となりますので、段階的な方式を採用することは考えておりません。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長(奥田秀穂君) 大石議員の、第63号議案のうち、公営住宅の下水道接続工事費についてのご質疑にお答えいたします。

本工事費につきましては、地域住宅交付金事業における本年度交付金配分枠が増加されたため、市営夏目住宅2棟6戸分を追加するものでございます。

続きまして、同じく第63号議案の災害復旧工事についてのご質疑にお答えいたします。

7月4日から5日にかけての梅雨前線豪雨により、本市も大きな被害を受け、河川4箇所、道路12箇所の合計16箇所の被害箇所を確認いたしております。道路と公共土木施設の被災は、地域の生活に与える影響も大きく、早急な復旧工事が求められることから、できるだけ早期に着手できるよう手続きを進めてまいりたいと考えております。

次に、第69号議案の急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金についてのご質疑にお答えいたします。

急傾斜地の崩壊から人命を保護する急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県事業では、保全人家が5戸以上の箇所が対象とされており、これ以下の箇所につきましては、これまで崩壊防止工事費のすべてを土地所有者等の負担で行わなければなりません。そのため、こうした対象外であった箇所につきましては、新たに市単独事業として復旧事業を行うものとし、事業実施するうえで受益者負担として、当該土地所有者等からの分担金を徴収する旨を規定した条例を今回整備するものでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 農地整備課長尾形雄治君。

○農地整備課長(尾形雄治君) 63号議案の災害復旧工事の質疑にお答えいたします。

農林水産施設災害復旧費につきましては、去る7月19日から24日の梅雨前線豪雨により発生した災害で、被害箇所数は、田が4箇所、畑が

1箇所の計5箇所を確認いたしております。なお、この災害に伴う査定が10月3日と4日に予定されており、査定結果により、箇所数や金額が確定いたします。

また、災害復旧工事につきましては、これまでも、市内業者で対応いたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 大石議員の、第72号議案の乳幼児医療費助成の改定についてのご質疑にお答えします。

本制度の目的は、乳幼児の傷病の早期治療を促進し、乳幼児の保健の向上を図るとともに、乳幼児にかかる医療費の自己負担分に対し助成を行うことにより、子育て世帯の支援を行うことであります。現行制度では、3歳未満児については、通院、歯科、調剤を含みます。入院及び入院時食事療養費、3歳から未就学児については、入院及び入院時食事療養費が助成の対象となっております。

条例の改正につきましては、大分県乳幼児医療費助成事業実施要綱の改正に準じて、助成対象年齢の拡大や、入院時食事療養費助成の廃止、一部自己負担の導入について規定するものであります。

今回の改正に伴い、本市の平成17年度実績や大分県の試算等を基に推計いたしますと、年間ベースで約7,000件の1,178万6,000円の助成増が見込まれますが、他方、一部自己負担金の導入により食事療養費73万円、入院費28万4,000円、3歳未満児通院費200万2,000円、3歳から未就学児の通院費262万8,000円の計564万4,000円のご負担をいただくこととなり、相殺すると、ほぼ614万2,000円の助成増が見込まれます。

次に、関連一般質問についてお答えします。

まず、1点目の、市独自の助成についてですが、今回の制度改正は、大分県が新たに子育て推進策としてスタートした先進的制度であり、本市におきましても県の制度に準じて導入いたしましたものであります。

次に、2点目の、3歳未満児の医療費につきましては、新たに一部負担が生じるものの、入院及び通院費がこれまでの3歳未満児から未就学児まで、補助を受ける対象が拡大され、子育て中の家庭の経済的支援につながるものと理解しております。したがって、県へ制度改正の働きかけをすることにつきましては、現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 税務課長河野清一君。

9月12日

○税務課長(河野清一君) 第76号議案の市民税の予算費で、収入済額の減についてお答えいたします。

市民税のうち、法人市民税につきましては、4月から12月までの調定状況を考慮し、増額補正いたしましたが、1月から3月にかけて申告納付される法人におきまして、予定していたほどの納付がなく、2,342万6,000円の減が生じたものでございます。

次に、同じく76号議案の国民健康保険税の不納欠損処分及び徴収率の低下についてお答えいたします。

国民健康保険税の徴収業務につきましては、納期限後20日以内に督促状の発送及び年3回の文書催告を行ってまいりました。納税係による戸別訪問徴収はもとより、税務課と保険年金課職員による合同の滞納整理特別徴収月間を設け、徴収業務を行ってまいりました。また、長期にわたる滞納者には、短期保険者証制度を活用した納税相談を実施して、納税を催告し、納付誓約書を提出していただき、計画的な納付をお願いしてまいりました。

納入状況でございますが、現年課税分につきましては、前年度を上回る徴収率を確保することができましたが、滞納繰越分につきましては、収納金額は前年度を上回ることができたものの、徴収率といたしましては、滞納繰越額の増額に伴い、低下する結果となりました。

不納欠損処分につきましては、再三にわたる納入催告をするとともに、資産調査、預金調査等を実施するなかで、時効中断が困難なものについて、やむを得ず地方税法の規定により不納欠損処分をいたしたものであります。

今後とも関係課と連絡を密にするとともに、今後あらゆる機会を利用いたしまして、納税者の方々とは面接を重ねるなかで、国民健康保険制度の必要性を充分理解していただき、徴収の確保に努めてまいりたいと考えています。納入に対して理解と協力を示していただけられない方につきましては、金融資産等の調査を実施いたしまして、税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長(菅 健雄君) 企画財政課長野村信隆君。
○企画財政課長(野村信隆君) 大石議員の、第76号議案、財産貸付収入の未済額についてお答えいたします。

土地建物貸付料の未収、収入未済につきましては、昨年9月の第2回定例会においても、大石議員からのご質疑によりご答弁いたしましたように、催告書を発し、再三支払いを求めているところでございますが、昨年度につきましては納入がございませんでした。

今後も滞納整理につきましては、粘り強く取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろし

くお願いします。

次に、基金の状況と利息についてお答えいたします。

平成17年度決算による基金の利子収入は、一般会計が105万2,162円、特別会計が9万6,264円、合計114万8,426円でございます。利率につきましては、0.03から0.09パーセントの間でございます。本年度につきましては、預金利率が上昇しておりますので、基金の定期預金に対する利率は、0.09から0.35パーセントとなっており、基金の利子収入は、会計全体で昨年度の約6倍の700万程度を見込んでおります。

続いて、行政事務改革についてお答えいたします。

現在本市は、本年3月に策定いたしました豊後高田市行政改革大綱及び実施計画に沿って、財政の健全化等のため、行政の様々な分野で取り組みを推進しているところでございます。

財政計画の収支の状況でございますが、平成17年度の歳入につきましては、合併に伴う普通地方交付税の増加及び国の三位一体の改革などによる地方譲与税の増加など、経常的なものがほぼ計画どおりでございまして、特別交付税や公共事業に伴う国庫支出金など、臨時的なものは、当初見込みを若干上回っております。

歳出につきましては、合併直後から行政改革の取り組みを積極的に推進し、人件費や物件費など経常的な経費の節減ができたことにより、一時的ではございますが、経常収支比率は、計画を下回っております。

その主な要因といたしましては、人件費が合併の効果による特別職職員の減員や退職勧奨による一般職職員の大幅な削減により減少したこと。また、物件費が臨時職員や非常勤嘱託職員の削減及び業務委託の統合や見直しなどにより減少したことなどが考えられます。

さらに、合併初年度ということでもあり、公共工事の投資的事業は、合併前の一市二町の継続事業中心に行い、不要不急の事業の見直しや新規大型事業の自粛などによりまして、歳出全体の抑制を図っております。

このようなことから、一時的には収支は改善しておりますが、今後は、新市建設計画に定めたCATV、給食センター及び火葬場建設事業など大型事業の実施により、公債費が引き続き高水準で推移する一方で、歳入では、国の新型交付税の導入などによる地方交付税の削減などが予想されますので、本市の財政はさらに一段と苦しくなるものと思われま

す。このような状況から、今後も引き続き行政改革大綱の実施計画が着実に実行できるよう努力してまいりたいと思

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長(大園栄治君) 第76号議案の民生費の不用額についてお答えいたします。

民生費の不用額につきましては、社会福祉費の介護保険特別会計繰出金が1,570万円、身体障害者福祉費1,015万円、老人保健特別会計繰出金1,302万円、児童福祉費の児童手当扶助費1,056万円、生活保護扶助費1,679万円等が主なものとなっています。

要因につきましては、合併前の旧町の予算見積りの踏襲と一部制度改正によるものであります。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 商工観光課長桑原茂彦君。
○商工観光課長(桑原茂彦君) 大石議員の、第76号議案、イベントなどの補助金に関する質疑にお答えいたします。

平成17年度におきましては、合併初年度ということで、これまで各地域で開催されていた多種多様なイベントなどに対し平成16年度と同様の支援を行ったところでございます。市民の方々や各種団体の積極的なご尽力により、各イベントが盛大に開催され、市内外から数多くの方々に参加いただき、その賑わいととも、地域内の融和と活力が図られ、地域の活性化にも寄与したところでございます。

また、その他事業費につきましても、本市観光振興に対し多大な効果があったものと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 学校教育指導室長早田義司郎君。

○学校教育指導室長(早田義司郎君) 大石議員の、第76号議案のうち、要保護及び準要保護児童生徒援助事業について、お答えいたします。

本市の要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給基準は、所得年額が生活保護法による基準額で算出した年額の1.2未満の世帯と規定しています。この基準を緩和し、支給対象を広げるべきではないかということにつきましては、ご案内のように、国の三位一体改革による補助金の見直しにより、平成17年度から準要保護児童生徒援助費国庫補助金2分の1が廃止されたところであります。厳しい財政事情の中、支給基準を緩和することは困難であります。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 水道課長福光博文君。

○水道課長(福光博文君) 大石議員の、第77号議案、水道料金の滞納の現状と対策についてお答えします。

大口滞納者につきましては、滞納者への催告書の送付を行うとともに、戸別訪問を行い、未収金の徴収に努めているところでございます。しかし

ながら、現時点まで納入はございません。今後も引き続き努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 1回目で聞こえましたけど、2回もご丁寧にありがとうございます。

それでは、再質疑を行います。

最初に、乗合タクシーについて、いま、課長から答弁がありましたけれども、計画どおりということなのですが、まず、患者輸送車については、これまでの、患者輸送車のこれまでの実施地域については同じように運行すると、この事業に変えるということなのですが、回数についても現状維持でいくということなのかどうか1つ。

2つ目の、料金について、まあ同じ路線でも、全部乗るんじゃなくてすぐ降りる方もおるんで、料金設定がいろいろ難しいし、安全面、運転手の安全面考えたら云々とあるけれども、それはやろうと思ったらやれると思うんですね。だから、やはり、このこれによって路線バスが廃止されることによって、これに変わった地域で、これまでよりも料金高くなるというのはね、ちょっとやっぱり市民が納得できない。その部分だけでもね、考えられないのかが1つ。

もう1つは、今朝ある方から電話がありまして、路線バスは心身障がい者については半額になるんだと。今度の乗合タクシーについても、そういう方法は取れないのかと聞かれて、私わからないのでそれは今日聞いてみましょうと。そのこともちょっとどうなのかね。検討できないのかわろのか。質疑。

それから、もう災害復旧工事はいいですね。介護保険もいいですね。

急傾斜地について、確かに、今までは、もしやるとしたら5戸以内のところは、県の県単事業に乗らないためにね、全額自己負担になったことは分かります。けども、私勉強してみましたら、県単事業であっても、国の事業であっても、いわゆる受益者負担が取れるようになってるんだけどね、それはとらなくて、市が全部肩代わりをしてる事実なってますね。市が全部肩代わりしなければならぬという義務はないんですよ。そのことをみましたらね、この事業についても、やはり市民の公平を考えたときには、市が肩代わりをします。どうしてできんというなら、10パーセントを5パーセントにもね、半減するというぐらいな、同じよい制度やるというんならね、そうやっぱり災害復旧対策ですから、できないのか、もう一度市長の見解を求めます。

それから、乳幼児医療について、縷々ありまして、県の制度に沿ってやるんだということなんですけれども、私が今までもう3月、6月で指摘し

9月12日

たように、県の制度でも、それは通院費を就学前まで拡大したこと、これはね、評価できるんですよ。しかし、食事療養費が全額負担になる。それから入院の費用も14日間、500円の上限がつくんですよ。それから、3歳未満児についても、2,000円つく予定だったんだけど、これは各種団体、私の共産党の県会議員の立会いの下で随分県交渉してみましてね、1年間だけは、とりあえず1,000円にというふうに半減したんですよ。で、実施も、ほかな事業は4月から母子家庭とか、重度心身障がい者なんかは、4月から実施されたけども、検討期間を置いて10月からなったという経緯があるんですけどね、県も制度を変えたんですよ、一部、県民の世論に応じて。よってね、やはり、この県の制度では、住民にとって不十分なんだと、子育て支援にならないということで、県下各所で次々と市独自の助成をやってるんですよ、はい、そうでしょ。助成をしないのはね、市の助成しないのは、豊後高田と国東と宇佐と中津、大分です。由布市も今んとこそうです。中津なんかは、日本共産党がこの議案提案で対抗した議案を出してるんですよ。その過程の中で、市長自身がちょっと待ってくれと、うちもなんとかしましょうということになりまして、別府も同じなんです。別府も共産党議員団が、修正案出したら、市長が何とかするからということで、次の議会にするとということになったんですね。もうしてないのはこんだけしかないんですよ。

障がい者支援だって同じですよ。私がもう去年の9月からこれを問題にしてきたんですよ。ようやく検討を始めたということが分かりましたけども、ところが県の制度が悪いから、市町村独自でそれぞれ助成してるんですよ。高田は助成しないでいいんですか、これは。これだけ少子化が進んで、将来どうなるんかと。合併したけど人口減るばかりじゃないですか。だから、安心して子どもが産めるようにするためにはね、やはりこれは基本的にはこれは県が働きかけて県の制度を変えることですよ。これ私ども県に向けて署名活動やってますけども、だから、県に働きかけができないんですか。現時点では、考えがないないと言ってるけどね、なぜ働きかけができないのか、市長の見解を聞きたいんです。働きかけられない理由を教えてください。できるかできんかは県ですよ。ね。県にものも言えないということは、どうということなのか、明らかにしてもらいたい。

それからね、県が制度を変えるまでは、とりあえず市独自でやるべきだと思うんだけど、やれないならやれない理由を明らかにしてください。予算上では大したことないです。いま、別府が実施したり、各市でやってるような状況を私も試算してみましたけどね、大したことないんです、やる気があれば。なぜやれないのか。中津も今度やる

ようになりますよ。やれないというんなら理由を明らかにしてもらいたい。以上ですね。

それから、あとの大口滞納問題でね、それぞれ課長から引き続き努力するというふうにあったんですけども、宮町の例の駐車場についてはね、と、水道料の大口については、可能性、まだ徴収できる可能性があるというふうにあなた方は認識されてるのか。ある一部の議員から、もう可能性がないならチャラにしよという声もあったんですよ。それと、去年1年間でその徴収、このお1人の方に対する徴収の事務費として、旅費を含めてね、どれぐらいな経費が総額かかっているのか明らかにしてもらいたい。

それから金額についても、いわゆる滞納の原資とそれから延滞利といえますかね、それが延延ることによって、その上乘せ分がどれぐらいなのか。いま現在でどれぐらい、この決算の時点ですよ、この決算の時点でどれぐらいの滞納額になるのかも明らかにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 大石議員の再質問にお答えを申し上げます。

患者輸送車を運行しております地域の回数につきましては、すべての地域同様に上下7便を動かす予定にいたしております。

それから、料金につきましては、3月末までを試行期間という形にいたしておりますので、いろんな問題が出てくるだろうと思います。今後その中で検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長(奥田秀穂君) 大石議員の、急傾斜地崩壊対策事業についての再質疑にお答えいたします。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊対策事業は、本来土地の所有者等が行うべきものですが、保全人家が5戸以上の大きな規模の事業について、土地所有者等による施工が困難と認められる場合は、県が実施主体として事業実施するよう同法で定められております。

その場合、事業費の一部を受益者負担として徴収することともしっかりありますが、規模的にも公共性の高い事業でありますので、現行では、当該負担金については、市が負担しております。

先ほど答弁いたしましたように、市単独事業は、対象保全人家が4戸以下の急傾斜地崩壊に対する復旧事業でありますので、県単独事業に比較しまして、極めて限られた受益者数あるいは移転適地の確保も容易であるというふうに思われるこ

とでありますので、任意性の強いものというふう
に思っております。

このような理由から、市として受益者である土
地所有者等に対し、他市との均衡も図りながら今
回分担金の負担割合を定めたものでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 子育て・健康推進課長安
東良介君。

○子育て・健康推進課長(安東良介君) 大石議
員の再質問にお答えいたします。

先程ご答弁申し上げましたとおり、県への働き
かけ、独自助成等は、現在のところ考えておりま
せん。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 議事進行でね、いま答
弁がありましたけども、そのような答弁を聞くた
めに私質問したんじゃないんです。市長に、今の
結果はもう1回目ですという答弁があったので
ね、その理由は何なんですかと。それでは困るん
じゃないですかと。市長の考え方を聞いてるん
です。理由がないじゃない。同じこと2回も、私は
1回聞いたらもうぱちっと分かります。その理由
を聞いてるんですから、理由を議長、市長に説明
させてください。よそができて、なぜ豊後高田市
がでけんの。

議長、市長に答弁させてくださいち、今の答弁
なってないですよ。答弁として認められないです
よ。冗談じゃないよ。その同じ答弁を2回聞くた
めに質問したんじゃないですよ。冗談じゃないよ、
そらたけちゃん、そうやるがえ。

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 先程課長が答弁いたしま
したように、現在のところ諸々情勢を考えながら
こういう対応でいこうということでそういう答
弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 企画財政課長野村信隆君。

○企画財政課長(野村信隆君) 大石議員の再質
問にお答えいたします。

土地建物貸付料の滞納につきましては、37万
7,041円でございます。滞納整理に伴います
経費につきましては、公用車を使用して、日当と
ガソリン代のみでございます。

以上でございます。

(○40番(大石忠昭君) 可能性はあるかと、
可能性はあるんですかということ聞いてる。一
番肝心なとこないじゃないか。)

○議長(菅 健雄君) 企画財政課長野村信隆君。

○企画財政課長(野村信隆君) あるかないかと
いうことでありますけど、その辺については、ち
よっと難しいと思いますけど、あるかないか、可
能性があるかないかということにつきましては、

ちょっと可能性につきましては、ちょっといま判
断はできない状況であります。引き続きまして、
(○40番(大石忠昭君) 判断せんと悪いんじ
ゃないんな。)

○企画財政課長(野村信隆君) 滞納整理に強く
粘り強く取り組んでいきたいと思っております。よ
ろしくお願いいたします。

○議長(菅 健雄君) 水道課長福光博文君。

○水道課長(福光博文君) 大石議員の再質問に
お答えいたします。

特定の人につきましては、いま現在入所してお
りますので、かなり厳しい状況だと思えます。

以上です。

(○40番(大石忠昭君) 額は。)

○水道課長(福光博文君) 額はですね、173
万3,564円です。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 時間がちょっと足らな
いんですが、乗合タクシーについては、私がいま
答弁を聞いたら、試行運転中なんだから、その中
でいろんな住民の意見も出るし、問題も出るだろ
うと。よって、その時点で検討課題にしていくん
だというように聞こえたんですが、それでいいん
ですか。

まあ半年間試行期間ということですから、料金
の問題、患者輸送車のある地域は、回数も変わら
なくてね、やるということも評価いたしますが、
あとの旧豊後高田の地域では、まだ旧香々地や真
玉の患者輸送車の関係から見ましたら、まだ乗合
タクシーの運行を広げてほしい地域などもある
んでね、そういうことも総合的に、これ住民のニ
ーズに応じて、料金や回数の問題も検討してい
くというように確認してよいかどうか。これは、そ
れで終わります。

それから、次が乳幼児の問題で、市長に答弁求
めましたけれども、課長と同じ答弁なんだと、今
の時点云々いうんですよ。これではね、市民納得
できないんですよ。で、まずね、本当にできない
んならば、財政的にどれぐらいの負担になると、
市の財政もこうこうなんだから、総合判断し
たらこれだけにいかないというのも1つの例、こ
れ理由としてありますよ。何らかの理由を示さな
いでね、現時点で考えてない、考えてないちゃ、
どういうことなんですか。県下で、今の支援法と
一緒ですよ。最初はできない、できない、問題な
い、問題ないと、最初その福祉所長の答弁なんか、
議事録読んでご覧なさい。ただ、国の制度あるか
ら軽減措置あるから問題ない、問題ないという、
何ら問題ないことになってるんですよ。私はあれ
だけ問題に、出発の時点から問題にしてきたのに
ね、それを今度検討、検討、検討、せざるを得な
いところに追い込まれてるでしょうが。この乳幼児
医療については、特に豊後高田の場合、将来を担

う子どもたち、若い人たちがね、安心して子どもを産み育てる環境づくりというのは、最重点課題じゃないんですか。その永松市長がね、ここをやらないというのはなんです。意地になってるんですか。私は意地からでもやらせたいと思うんですが、市長どうでしょうか。理由を聞かせてください。できないんなら理由を聞かせてください。理由がないじゃない、現時点考えて、なぜなのかと。財源的と言うんならば、どこの市町村でも全部試算してますよ。私が言うように、せめて3歳未満児の医療費の無料化をやった場合にね、いくらですか。これ試算すぐ出るでしょ。試算出してください。これぐらいの金がないんですか。別府とかやってる、やってるといけど、大したことはないですよ。1日1,000円なんです。1日1,000円の助成するだけなんです。それができないんですか。それでも、できた、できないで大きな差なんです。豊後高田市はできないうちの1つになってるんですよ。やるべきですよ。できないなら理由を明らかにする。やるならやる、検討するなら検討すると、もう1回市長の見解を聞いてください。今のあの答弁では、市民は納得しません。

それからね、県に対する働きかけ、あなた方は、働きかけない、働きかける意思はないと言ってきたんですよ。私どもが働きかけてきたんですよ。2,000円のところを1,000円になったんですよ。1年限りなんです。だから、この1年限りをよその市では、それをもう3年延ばすということもありますし、その分も含めて市が全額持つというところも、助成の仕方はまちまちなんですけどね、だから働きかければね、可能性はまだあるんじゃないんですか。あの大口滞納の可能性はちょっと厳しいようやけど、これはね、広瀬知事にやっぱり市長が、同じ市長の中でも政治力発揮して、詰めてみたらどうですか。その気はないんですか。そして、若い人たちが本当に安心して子育てをできるようにしてもらいたいと思うんですけど、もう1回市長の見解聞きます。

それから滞納額について、いま2人の課長からありました。まだ税金も相当なものというふうに聞いてますけどね、それは、いいです。それはね、原資の分なんです。私が言ってるのは、滞納した場合、市民については、延滞料取るでしょう。それを計算した場合に、決算末でいくらなんです。かちゅうことを言ってるわけよね。それはすぐ出るはずでしょう。それがわからんようならば、最初から徴収する気がないということになるんですよ。ごね得だということになるでしょう。それを明らかにしてください。

それから、その大口滞納の土地の貸借料と水道料金について、いつからいつまでのものなのか。それが原資でいくら、その後の延滞利でいくらと

いうように説明してもらって、それから徴収見込みについて聞きましたけども、厳しいということなんですけども、どうしても厳しいというんならば、何らかの方法を取らないと、課長、職員が3人連れてですね、熊本県のあの山の中まで公用車を走らせても、有料道路代から相当な経費になってるんですよ。そこまでやる必要があるのか。もっといい方法はないかということですよ。同じ3人行くんなら、1人ずつ3回行くかという方法もあるわけよね。あるいは、行かないで、電話で交渉するかちゅう方法もあるんですよ。

だから、全く取れる見込みがないのに、まあ格好だけ一応議会でもた問題になるから、つけておきましょう。一回は行きましたと。あんたが先言え、こっちが先言えとかなったようですけどもね、まともに話ができなかったということにも情報聞いているんですよ。だから、それなら市長の目の前で、担当課の職員がががが電話でやるちゅうぐらいね、今まで電話でがががやられたこともあるでしょう。逆に今度ね、市長の目の前でやるぐらいに、助役がそれぐらいに指揮したらどうですか。もう公用車使って行くがたもないんじゃないんですか。その辺、ちょっと金額も明らかにして、今後どういう方法とるのか、今までと違う方法をとってもらいたいと思いますけど、見解求めて私の質疑はこれで終わりますが、答弁だけお願いします。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 質問にお答え申し上げます。

試験運行期間中につきましては、いろんな状況が出てくると思われまので、併せて検討してまいりたいと考えております。

(○40番(大石忠昭君) なん、ちょっとよく分からんや。もう1回大きな声で。)

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 試験運行期間中につきましては、いろいろな問題が出てくると思われまので、併せて検討していきたくております。

以上でございます。

(○40番(大石忠昭君) はい、ありがとうございました。明確じゃわ、答弁が。ちょっと最初聞こえにくかったけど。)

○議長(菅 健雄君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 私にご質問の件につきまして、先程ご答弁したとおりであります。

以上であります。

(○40番(大石忠昭君) そんな答弁ないよ、市長。それは立派な答弁なんて褒められないよ。最低ですよ、市長。そんなことでいいんか、市長。あんまりじゃねえか。)

(「言葉を慎んだほうがいいよ」の声あり)

○40番(大石忠昭君) 議長、議事進行、今のはね、答弁になって、いいですか、いいですか。議事進行について。

今の市長の答弁はね、市民がそれで納得できますか。私は市民にね、これは、答弁は大石にしてるんじゃないんですよ。議会の答弁というのは、市民にやってるんですよ。そうでしょ、議長。議会の答弁というのは、市民に向かってやってるんですよ。今のはね、私の質問にかみ合ってますか。あんまりひどいじゃないですか。もう1回市長に答弁をさせてください。議長に要求いたします。あんまりじゃないですか。それは。

○議長(菅 健雄君) いま市長が、市長としてできるだけ答弁をしたと思いますので、これで、○40番(大石忠昭君) できるだけ答弁ですか、あれが。あなたそんなに感じるの、議長として。

○議長(菅 健雄君) 議事進行します。

企画財政課長野村信隆君。

○企画財政課長(野村信隆君) 財産貸付料の件ですけど、期間は、昭和61年4月1日から平成15年9月までの17年間です。月額4,000円ということになります。延滞料でありますけど、普通財産の貸付でありますので、延滞料は付加しておりません。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 水道課長福光博文君。

○水道課長(福光博文君) 大石議員の再々質問にお答えいたします。

ただいま申しましたのは、原資のみであります。延滞料の資料は持ち合わせておりませんので、ご了解願いたいと思います。

(「期間、期間」の声あり)

○水道課長(福光博文君) 期間につきましては、9年度から12年度でございます。

○議長(菅 健雄君) これにて午前中の審議を終わります。

しばらく休憩いたします。午後は1時より再開いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) 5番の岡部心介でございます。通告にあります63号議案、補正予算民生費の障がい者就労継続サポート事業補助金及び障害者自立支援給付費並びに児童デイサービス利用促進事業補助金の内容説明につきましては、先程近藤議員の答弁で説明がありましたので、取り下げます。

関連する一般質問について、一般質問を行い

ます。

今年4月から施行されましたこの障害者自立支援制度が、本市の障がい者へ及ぼした影響について、去る6月議会では、法に基づく利用負担料軽減を受けた方が、対象者172名中、在宅で11名、入所で64名、通所で20名、利用時間を抑制された方が5名増やした方が2名との説明がありました。

(「議長、大変質疑中に、議事進行ですけど、いいですか」の声あり)

○議長(菅 健雄君) 9番河野徳久君。

○9番(河野徳久君) 河野徳久です。議案質疑を取り下げますとって取り下げたら、それに関連する一般質問はされるんですか。これを答弁は要りませんちゅうたらしてもいいけど、その点を確認いたします。

○5番(岡部心介君) 私が言ったのはですね、この第1項目の予算の計画内容についての質疑を取り下げますと言ったんです。全部取り下げるとは、言ってませんので、議長よろしいですね。

○議長(菅 健雄君) はい、それじゃ続けてください。

○5番(岡部心介君) よく聞いておいてください。

○9番(河野徳久君) そらおかしいと思いますけど。議案質疑をするから、

○5番(岡部心介君) いや、議長がいいと言いましたので、途中でございましたが、水を注されたのもう1回やり直します。

今年4月から施行されましたこの障害者自立支援制度につきましては、本市の障がい者へ及ぼした影響について、去る6月議会では、法に基づく利用負担軽減を受けた方が対象者172名中、在宅で11名、入所で64名、通所で20名、利用時間の抑制された方が5名、増やした方が2名との説明がありました。軽減措置といいますが、いかにもありがたい救済制度のように聞こえますが、実際は、対象者の、本市対象者の約3分の2にも及ぶこれら低所得者の方々に、4月以前はこれまで無料だった制度が、新たな制度で、月当たり最高で2万4,500円もの過酷な負担を強いるものにほかなりません。

そこで、6月以降9月現在までの間に、障がい者の方々の新たなサービス利用等の抑制の動きはないのか、動向について伺います。

また、利用状況のみならず、この自立支援法の影響について、食費の実費負担や医療費なども含め、障がい者や家族の方々の生活全般にわたる生活実態についてアンケート調査を実施し、あるいは、報酬単価の切り下げ等によりまして、いまだこの施設も運営面で経営圧迫を強いられており、悲鳴をあげているとも言われております。これらの施設等につきましても、運用実態等につきまし

て、実態把握に努めていただきたいと思います。
先程、答弁で、軽減策について検討してる旨の説明ございました。やはり、しっかりした障がい者の方々の生活実態の把握に基づいた軽減措置の検討でなければいけないと考えますが、その取り組みはする意向があるのかどうか、伺いたしたいと思います。

以上が1回目の質問です。

乳児医療の改正の内容につきましては、これは取り下げをいたします。すべてこれは取り下げいたします。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長(大園栄治君) 岡部議員の、第63号議案関連一般質問、障害者自立支援法施行による影響調査について、障がい者利用負担の軽減策についてお答えいたします。

障害者自立支援法施行に伴う、障がい者やその家族への影響調査につきましては、特に取り組んではいませんが、法施行後、福祉サービスの利用を控えた人もおられるようであります。

次に、利用者負担の軽減策につきましては、先程近藤議員に答弁したとおりでありますので、ご理解願います。

○議長(菅 健雄君) 5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) いま、サービスの抑制があると答弁がありました。私は6月から9月以降のサービス利用の抑制等はどうかと、具体的にお尋ねをしました。具体的な答弁をお願いしたいと思います。

また、先程近藤議員からもありましたが、大分市では10月から、低所得者の負担上限を国基準の2分の1に、一般世帯については、年収に応じ3段階に分け、上限を設定する軽減策を実施しますが、本市においても、県から下りてきた軽減措置のみならず国の無謀なやり方については、もっとも社会的弱者である障がい者の方々を可能な限り自治体が守るといった認識の下、大分市以上の軽減に取り組んでいただきたいと思います。先程、軽減については検討すると答弁ございましたが、今後の検討はいつまでなされるのか。そして、検討後の実施はいつ頃の予定を見込んでおられるのか、今後の予定についてもご説明を願いたいと思います。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長(大園栄治君) 岡部議員の再質疑にお答えいたします。

先程も答弁いたしました。障がい者やその家族への影響調査につきましては、特に取り組んではいせんということでございます。

それから、利用者負担の軽減策につきましては、すくでも、なるべく早い時期に検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(菅 健雄君) 5番岡部心介君。

○5番(岡部心介君) まあ実態を把握されてないということですので、ぜひともそのような方向で把握される方向でご努力をお願いしたいと思います。

それで、この障害者自立支援法につきましては、小泉総理は、国会での制度改善を求める質問に対しまして、影響について調査をする必要があると明確に述べております。また、この度、県が通所授産施設、小規模作業所、障害児童デイサービスやあるいは施設利用などの独自の軽減策を打ち出したことは、とりもなおさず、この法には、この自立支援法には問題があり、なんとか障がい者と家族の方々を救済しなければ大変なことになるとの危機意識にほかなりません。特に障がい児について、施設の入所の方が、今まで9,000円の負担料だったのが10月から一気に最高で7万9,000円も、7万円もの負担増になるという異常なこの内容について、広瀬知事は、「障がい児が発達期に必要な療育が経済的な理由で中断するようなことがあってはならない」と述べ、制度の改善を国に要望するとしたことは、注目値することであり、大いに評価をしたいと思います。

そこで、これまで本市議会では、この自立支援制度については、スムーズに行われ、軽減措置等は考えてない、問題ないとする答弁一辺倒でありました。今日初めて軽減について検討すると答弁が出されたわけですが、これは、つまり今までの認識が状況に対する障がい者の方々への現状認識がやはり誤っていたと。ここで基本認識を改めるといふことだと確認してよろしいでしょうか。この制度に踏み切る理由、改めた理由の根拠について明確に説明を求めたいと思います。

○議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。
○福祉事務所長(大園栄治君) 岡部議員の再々質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

先程、軽減策等につきましては、近藤安夫議員に答弁したとおりというふうに申しましたので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 議案質疑を続けます。6番山田秀夫君。

○6番(山田秀夫君) 6番山田秀夫でございます。通告に基づき議案質疑を行います。

第63号議案の、地域交通対策事業についてお尋ねをいたします。

ご案内のとおり、少子高齢化、都市部への人口の集中への流れの中で、交通対策は、地域の活性化、高齢者福祉、住みやすいまちづくりに欠かせない施策であり、当市にとって早急に解決しなければならない重要な課題の一つでもあります。そこで、10月より施行されます地域交通体系の内

容についてであります。

第1点は、新市での運行の形態とその方式の内容について、また地域交通会議との関連はどうか。また、委託業者はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

2点目は、今までの交通体系と今度運行する体系とは、市民にとってどのような利便性があるのか。また、前年度との経費的な比較はどのようになるのか。併せてお尋ねをいたします。

3点目は、市民への広報の方法についてであります。大半の利用者は高齢者又は車の免許を持たない交通弱者と呼ばれる方々だと思われま。このような方々に向けての周知徹底を図る方法は、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、市民からの要望等の声の窓口は、どこになるのか、併せてお尋ねをいたします。

次に、地域交通対策事業関連の一般質問ですが、いま、全国的に各自治体が導入しておりますデマンド交通システムを当市も導入してはどうかと思われま。

そもそも、デマンド交通システムとは、皆様ご案内のとおり、ドアtoドアで、低額で利用者に提供する新たな交通機関サービスであります。

利用者の利便性はもとより、他に多種多様な効果があります。すなわち、財政支出の削減、高齢者の生きがいの創出、又は商店街への活性化等をもたらす非常に有効的な施策だと思われまが、今後導入に向けてのお考えをお尋ねをいたします。

まず1回目の質問を終わります。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 第63号議案の、地域交通対策事業につきましてお答えを申し上げます。

本市交通対策の主軸であります路線バスにつきましては、運行事業者に対して助成を行い、その路線の維持を図ってまいりましたが、年々利用者の減少と経費の増大により効率的な運行ができていない状況にあります。このような状況に対処するため、昨年コミュニティバス等導入可能性調査を行い、公共交通の主な利用者であります高齢者に対するアンケートも行うなかで、路線バスの運行形態と利用実態が合っていないとの結果が示されました。

市といたしましては、新しい交通体系を策定するため、豊後高田市地域交通会議を設置し、公共交通の空白地域の対応も含め、協議調整を行ってきたところであります。

前述の調査によりますと、公共交通の利用については、高齢者、特に女性の通院、買い物等が主体であり午前中で帰宅する傾向が強いこと。通勤、

通学者の利用はほとんどなく、今後も増える見込みがないこと。

外出の目的地は、地域の中心部であること。運転免許保有者は、今後も増加し、自家用車への依存率が高まることなどが示されております。

これらをもとに、高齢者等の通院や買い物等の移動手段を確保し、日常生活の利便性の向上を図ることを目的として組み立てを行い、新たな交通対策事業を実施するものであります。

運行形態といたしましては、高田地区タクシー協会への業務委託を行い、10人乗りのジャンボタクシーによる定時定路線型の乗合タクシーを運行するものであります。

交通対策事業の策定につきましては、路線バス運行地域での効率的な運行と、公共交通の空白地域を埋めることを第一の目的として、市内全域での利便性の向上を図るものでありまして、運行対象路線を現行路線バスの運行している田染地域は、上野及び陽平方面から豊後高田商工会議所まで、都甲地域は、並石方面から豊後高田商工会議所まで、真玉地域は、中黒土から原田医院までを設定いたしております。

現行公共交通機関の空白地域として、草地地区は、畑から豊後高田商工会議所まで、真玉地域の臼野方面は、横山から原田医院まで、香々地地域は、小畑方面の小畑上からサンククリニックまで、夷方面は、東狩場から西狩場を経由して、サンククリニックまでを設定いたしております。

運行内容につきましては、先に示しました7路線の地域ごとに日に上下7便とし、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの間で、地域ごとに特定した曜日で設定いたしております。

運行時間につきましては、概ね8時から14時までの間に上下7便とし、真玉、香々地地域におきましては、国道213号を運行する路線バスとの連携を考慮したものといたしております。

運賃につきましては、1回の乗車ごとに1人300円とし、未就学児は無料としております。

乗降箇所につきましては、停留所及び利用者の利便性の向上を図るため、各路線にフリー乗降区間を設けております。

本事業につきましては、平成18年10月2日から平成19年3月31日までを試行期間とし、乗降に関するデータの収集を行うとともに、プロジェクト推進課が窓口となり、意見集約を行い、内容の見直しを行うこととしております。

住民の方々への周知につきましては、市報や自治委員を通じて行ってきたところですが、さらに、9月15日に運行時刻表の配布や、回覧文書を活用し、より一層の広報を行ってまいりたいと思ひます。

次に、関連一般質問についてお答えをいたします。

地域交通対策を大きく分類いたしますと、今回本市で実施する市民乗合タクシーのような定まった路線を定刻で運用する定時定路線型と、利用者の希望に応じて時間や行程が異なるオンデマンド型の2種類となっております。

デマンド型ではドアtoドアのサービスが可能となり、利用者にとって利便性の面では非常に便利になります。しかしながら、運行距離が長くなること、それから運行回数が増える、1回当たりの利用人数が少なくなることから利用者の運賃が高くなり、また、同様の理由から運行経費が多くなり、市の負担も増えることが予想されます。

このようなことから、本市の地域交通の対策につきましては、利用者の目的、時間、行動範囲の想定から定時定路線型を選択いたしましたものでございまして、当面本方式を基本として利用状況を踏まえて対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 6番山田秀夫君。

○6番(山田秀夫君) 1回目の質問の中でですね、その答弁がなかったように記憶するんですが、経済的な比較がその今後やられようとする部分には、どれだけ経済的な削減になるのかという部分、それと、今から再質問を行います、いま言われました豊後高田市の地域の交通会議の構成、委員の構成メンバーは、どのような方たちが、こういう形で6月に行われたのか、この構成メンバーを、わかれば教えていただきたいと思っております。

それと、市民の乗り合いタクシーが加盟している、これ、たぶん今の豊後高田市でしたら4社ぐらいが、タクシーが経営されてると思うんですが、そのタクシー協会の加盟社ですね、こういうデマンドタクシー、このタクシーを運行するのは、今までの市内の業者が全部これには入られるのかどうか、その点について再質問いたします。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 再質疑にお答えを申し上げます。

まず経費の比較でございますが、平成17年度バス路線に対する補助金につきましては、1,904万1,000円であるのに対し、本事業の年間運行経費は、1,377万6,000円と積算をいたしております。概ね520万程度が減額になるものと思っております。

次に、地域交通会議の構成についてでございますが、地域交通会議の枠組みにつきましては、国土交通省の通達によりその考え方が示されております。本市の地域交通会議もこの考え方に従い、市長、それから大分運輸支局、大分県北部振興局、豊後高田土木事務所、高田警察署、大分北部バス株式会社、豊後高田市タクシー協会の代表者並び

に地域住民の代表として、自治委員会連合会の代表4名、計11名から構成されております。

次に、業務委託先の相手方につきましては、豊後高田市タクシー協会に加盟いたしております、市内4事業者と委託契約をするということにしております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 6番山田秀夫君。

○6番(山田秀夫君) 再々質問を行います。

いま、市民の声を聞く窓口はどこかとお尋ねしましたら、プロジェクト推進課というふうなお答えでございましたけども、さっき言いましたように、利用する方は、高齢者であったり交通弱者の方であります。特に香々地、真玉の方たちは、なかなかそのプロジェクト推進課まで行ってとか、電話をしてということは、ちょっとあまり考えにくいんで、各庁舎ですね、庁舎、真玉庁舎、香々地庁舎で、その総務課でしようけども、市民課のその窓口でもそういうことを受け付けるというふうに広報していただいて、さっき言いましたように、デマンド方式は、利用者にとってはいいんだけど、経済的にはちょっと問題があるというふうに言われましたけども、あくまでも市民サイドです、考える場合でしたら、やっぱりデマンド方式もやっぱり考えるべきじゃないだろうかというふうに思われます。その辺も今後半年後に見直すという形になれば、そういうものもまた一考していただいて、本当に市民がこれによくなったというふうなものをしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長(菅 健雄君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

○プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 再々質疑にお答えを申し上げます。

私どもプロジェクト推進課が当然主体になるわけでございますが、当然全庁的には、それぞれのセンター、その他で受付ができるような形を取りたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) これにて質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております第63号議案から第75号議案まで並びに第5号報告及び第6号報告については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(菅 健雄君) 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題いたします。

おはかりいたします。

第76号議案、平成17年度豊後高田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、及び第77号議案、平成17年度豊後高田市水道事

業会計決算の認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第76号議案、平成17年度豊後高田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、及び第77号議案、平成17年度豊後高田市水道事業会計決算の認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決しました。

ただ今設置いたしました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により議長が会議にはかって指名することになっております。

指名の方法は、先例により、正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することになります。

協議のためしばらく休憩いたします。

午後1時28分 休憩

午後1時33分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員の指名をいたしますので、事務局長に発表させます。

事務局長増田正義君。

○事務局長(増田正義君) それでは決算審査特別委員会委員の氏名を朗読いたします。

8番中山田健晴議員、9番河野徳久議員、11番村上和人議員、15番鴛海政幸議員、20番川原直記議員、23番進藤国臣議員、25番井上優議員、29番後藤 等議員、37番野上一郎議員、41番岩本 武議員、以上でございます。

○議長(菅 健雄君) おはかりいたします。

ただ今の諸君を決算審査特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

決算審査特別委員会委員の方々には、休憩中に決算審査特別委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については、委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時42分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので発表いたします。

委員長に、9番河野徳久君、副委員長に23番進藤国臣君、以上のとおりであります。

○議長(菅 健雄君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健雄

豊後高田市議会議員 北崎 安行

” 川原 直記